

空家バンク制度

空家等の利活用を目的とした制度の一つで、空家等の売却・賃貸を希望する所有者から申込みを受けて得た情報を、その空家等の利用を希望する人に紹介することで、「空家の解消」、「住環境の整備」、「定住人口増の促進による地域の活性化」を図ることを目的としています。

空家バンク制度の仕組み

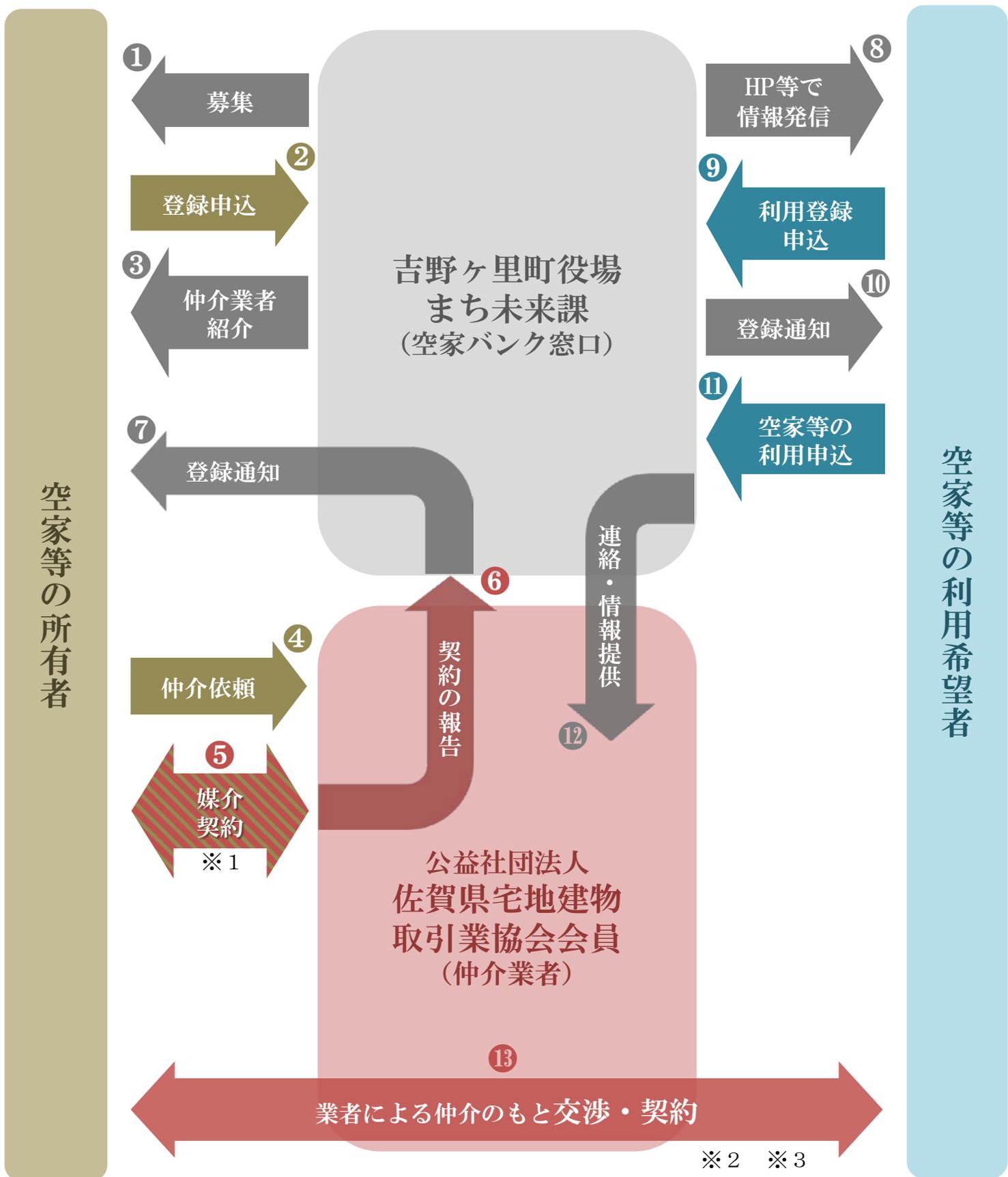
※別図参照

- (1) 町が、空家等を「売りたい」「貸したい」と考える所有者を、広報やホームページ等で募集します。
- (2) 空家等を「売りたい」「貸したい」と考える所有者は、登録申込書に必要事項を記入し、町に登録を申請します。
- (3) 町は、登録申請した空家等の所有者に、(公社)佐賀県宅地建物取引業協会に所属する町内の宅建業者を紹介します。所有者は、紹介された中から希望する業者を選び、仲介を依頼し、媒介契約を結びます※1。
- (4) 媒介契約が結ばれた報告を町が受け、申請内容に問題がないと認められるときは、物件の情報を空家バンクに登録し、ホームページ等で情報発信します。
- (5) 空家等を「買いたい」「借りたい」人(=利用希望者)は、利用登録申込書に必要事項を記入し、町に登録を申請します。
- (6) 町は、申請内容に問題がないと認められるときは、利用希望者の情報を空家バンクに登録し、利用希望者の求めに応じて、登録物件の情報を提供します。
- (7) 利用希望者は、登録物件の中に利用したい空家等があった場合は、町に利用を申込みます。
- (8) 町は、利用申込みのあった空家等の所有者及び担当の仲介業者に対して、利用希望者の情報を提供します。
- (9) 業者による仲介のもと、交渉及び契約を行います※2 ※3。

※1 空家バンクへの登録には、宅建業者との専属専任媒介契約又は専任媒介契約を結ぶことが必要です。媒介契約を結べない場合は、空家バンクへ登録できません。

※2 仲介には、宅地建物取引業法に基づく所定の手数料が発生します。

※3 町では、不動産のあっせんや所有者と利用希望者間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約などの仲介行為は行いません。



- ※1 空家バンクへの登録には、宅建業者との専属専任媒介契約又は専任媒介契約を結ぶことが必須です。媒介契約を結べない場合は、空家バンクへ登録できません。
- ※2 仲介には、宅地建物取引業法に基づく所定の手数料が発生します。
- ※3 町では、不動産のあっせんや所有者と利用希望者間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約などの仲介行為は行いません。